

西宮市家庭的保育事業等実施法人等審査会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、児童福祉法第6条の3第9項から第12項に定める家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」）を実施しようとする法人等（以下、「応募者」という。）から提出された計画の適否を審査するため、西宮市家庭的保育事業等実施法人等審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、その運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所管事務)

第2条 審査会は、応募者の作成した事業計画等を審査し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 審査会の委員は、子育て事業部長、保育入所課長、保育幼稚園支援課長、保育所事業課長、保育幼稚園指導課長、子育て事業部参事（保育指導担当）の計6名で構成する。

2 会長に子育て事業部長、副会長に保育幼稚園支援課長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、家庭的保育事業等の実施法人等を選定し、市長への報告をもって終了するものとする。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審査会は、審査にあたって、必要な場合には学識経験者の意見を聴くことができる。また、応募者を出席させて事業計画についての説明を求めることとする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、西宮市こども支援局子供支援総括室保育施設整備課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付則

この要綱は、平成25年11月26日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。